

【基本的な考え方】 <計画書 p.3～p.6>

青字箇所:R2 中間見直し

赤字箇所:今回案

現行 基本計画 <計画書p.2>	案 <計画書p.3>
1 はじめに 平成11年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」では、その前文において“男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要”とうたっています。 これは、男性も女性も、ともに社会の対等な構成員として責任を担うべき社会、また実質的平等な社会を形成していくことを目的としています。 こうした法に基づく理念を受け、恵庭市においても、平成15年7月に「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」を制定し、「恵庭市男女共同参画基本計画」のもと、教育や労働、介護、子育てといったあらゆる分野における男女共同参画の啓発を進めるとともに、平成28年3月に「第2次恵庭市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な女性関係団体等との連携のもと各種施策に取り組んでいます。 男女共同参画を取りまく社会情勢は、目まぐるしく変化しています。最近では、令和元年5月に「女性活躍推進法」等の一部改正が行われています。	1 はじめに 平成11(1999)年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」では、その前文において“男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要”とうたっています。 これは、性別に関わらず、ともに社会の対等な構成員として責任を担うべき社会、また実質的平等な社会を形成していくことを目的としています。 こうした法に基づく理念を受け、本市においても、平成 15(2003)年 7 月に「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」を制定しました。翌年 9 月には、条例に基づき「恵庭市男女共同参画基本計画」を策定し、教育や労働、介護、子育てといったあらゆる分野において、行政、市民、企業・団体がそれぞれの立場で協働して男女共同参画の啓発を進めてきました。 男女共同参画を取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化しており、最近では、令和 6 年 4 月に「困難女性支援法」が施行され、性暴力や生活困窮など女性をめぐる課題は、多様化、複合化してきています。

現行 基本計画 <計画書p.2>	第3次 基本計画 案 <計画書p.3>
この度、第2次恵庭市男女共同参画基本計画が中間年度を迎えることから、男女共同参画社会の形成の促進に向かいけた国や道、本市の動向等のほか、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、女性の活躍推進や性的マイノリティへの理解促進などの新たな課題にも取り組んでいくため、中間見直しを行うことといたしました。	このたび、第3次恵庭市男女共同参画基本計画の策定にあたり、男女共同参画社会の形成の促進に向けた国や道、本市の動向等を踏まえ、性的マイノリティや障がい者等、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを展開し、女性の更なる活躍推進や性的マイノリティへの理解促進など、男女共同参画の視点に立って取組を推進していきます。
2 基本的な考え方 (1) 基本目標 この計画の基本目標は、次のとおりです。 ① 男女の人権の尊重 ② 男女が平等に社会参加するための環境づくり ③ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり ④ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実 ⑤ 生涯にわたる健康の支援 ⑥ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進 ⑦ 女性の職業生活における活躍の推進 ⑧ 推進体制の確立	2 基本的な考え方 (1) 基本目標 この計画の基本目標は、次のとおりです。 ① 男女の人権の尊重 ② 男女が平等に社会参加するための環境づくり ③ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり ④ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実 ⑤ 生涯にわたる健康の支援 ⑥ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進 ⑦ 女性の職業生活における活躍の推進 ⑧ 推進体制の確立

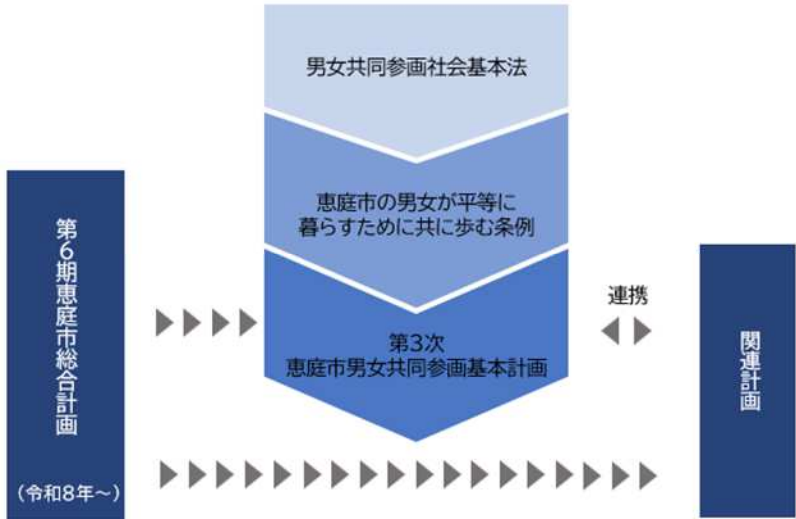
現行 基本計画 <計画書p.3>	第3次 基本計画 案 <計画書p.4>
男女共同参画の推進については、今なお、男女共同参画社会基本法前文に述べられているように、“日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされている”といった状況にあります。 これまでの取り組みによって、制度上は男女平等が進み、市民意識も少しずつ変化していますが、いまだ慣習やしきたりを拭いきれず男女間の不平等はいたるところに残っており、よりいっそう実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション) が推進されてきたところです。 その結果、社会全体で女性の動きが拡大し、社会全体が大きく変わりとつあります。さらに、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。 恵庭市では、これまでも女性の社会参加促進のために、学校教育や社会教育における男女共同参画意識の推進をはじめとして、職場での男女平等を保障する男女雇用機会均等法などに基づく一連の施策、女	男女共同参画の推進については、今なお、男女共同参画社会基本法前文に述べられているように、“日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされている”といった状況にあります。 これまでの取組によって、制度上は男女平等が進み、市民意識も少しずつ変化していますが、いまだ慣習やしきたりを拭いきれず男女間の不平等はいたるところに残っており、よりいっそう実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)が推進されてきたところです。 本市では、これまでも女性の社会参加促進のために、学校教育や社会教育における男女共同参画意識の推進をはじめとして、職場での男女平等を保障する男女雇用機会均等法などに基づく一連の施策、女性

現行 基本計画 <計画書p.3>	第3次 基本計画 案 <計画書p.4>
性の社会進出を保障するための少子高齢化対策など、様々な取り組みを行ってきました。 今後は、これらの取り組みに加え、防災分野への女性参画が求められています。東日本大震災を含む過去の災害で、浮き彫りになった男女のニーズの違いと、女性をめぐる諸問題の解決が必要とされ、国では平成25年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が作成されています。 このたび第2期目となる恵庭市の男女共同参画基本計画では、このような社会情勢を鑑みながら、これまで実施してきた施策や事業の継続と拡大、そして新たな視点での発展的かつ総合的な見直しが必要となります。こうして精査された施策や事業へ重点的、集中的に取り組みを進めていきます。	の社会進出を保障するための少子高齢化対策など、様々な取組を行ってきました。 このたび第3期目となる本市の男女共同参画基本計画では、社会情勢を鑑みながら、これまで実施してきた施策や事業の継続と拡大、そして新たな視点での発展的かつ総合的な見直しが必要となります。こうして精査された施策や事業へ重点的、集中的に取組を進めていきます。
次に、それぞれの基本目標の構成について考えてみます。 基本目標は、平成15年7月に制定した「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」第3条に定める基本理念を計画という形に合わせて表現しています。すなわち、基本理念を実現するために様々な施策・事業を行います、この施策の方向性をまとめたものを基本目標としています。 なお、基本目標のⅧに設定している「推進体制の確立」は条例第3条の基本理念には掲げられていませんが、他の基本目標の実現を期す	(2) 基本目標の構成 基本目標は、「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」第3条に定める基本理念を計画という形に合わせて表現しています。すなわち、基本理念を実現するために様々な施策・事業を行います、この施策の方向性をまとめたものを基本目標としています。 なお、基本目標のⅧに設定している「推進体制の確立」は条例第3条の基本理念には掲げられていませんが、他の基本目標の実現を期すた

現行 基本計画 <計画書p.3-4>	第3次 基本計画 案 <計画書p.4>
ために、あえて別に掲げるものです。さらに、基本目標Ⅶについても同じく条例第3条の基本理念には掲げられていませんが、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に関連して、企業へ女性登用を促すための新たな目標として掲げることとします。 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重 基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参加するための環境づくり 基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり 基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実 基本目標Ⅴ 生涯にわたる健康の支援 基本目標Ⅵ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進 基本目標Ⅶ 女性の職業生活における活躍の推進 基本目標Ⅷ 推進体制の確立	ために、あえて別に掲げるものです。 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重 基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参加するための環境づくり 基本目標Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり 基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実 基本目標Ⅴ 生涯にわたる健康の支援 基本目標Ⅵ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進 基本目標Ⅶ 女性の職業生活における活躍の推進 基本目標Ⅷ 推進体制の確立

現行 基本計画 <計画書p.4>	第3次 基本計画 案 <計画書p.5>
(2) 計画の性格 この計画の性格は、次のとおりです。 ① 男女共同参画社会基本法及び恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例に基づきます。 ② 恵庭市総合計画と整合性を図っています。 ③ 長期的かつ総合的に推進することとします。 ④ 「持続的な開発目標(SDGs)」の達成に資する取り組みを推進することとします。 男女共同参画社会基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。」とされています。また、恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例第10条では、「男女共同参画を総合的に進めるため、基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を作らなければなりません。」とされています。この計画は、これらの規定に基づくものです。	(3) 本計画の位置付け 本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」に基づき、第6期恵庭市総合計画との整合性を図り、個別計画として位置付けしています。 男女共同参画社会基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。」とされています。また、恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例第10条では、「男女共同参画を総合的に進めるため、基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を作らなければなりません。」とされています。この計画は、これらの規定に基づくものです。

現行 基本計画 <計画書p.4>	第3次 基本計画 案 <計画書p.5>
男女共同参画社会基本法には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」とされています。つまり、性別が持つイメージにとらわれず一人ひとりが平等に扱われるべきであるという考え方です。 これは、子育てや雇用、健康支援、障害福祉、教育、防災、貧困対策、<u>農林水産業、科学技術</u>などといった私たちの実生活に関わるあらゆる分野で、常に男女共同参画の意識を持ち、昔ながらの慣習を変えていこうというものです。 第5期恵庭市総合計画においては、「基本目標Ⅱ 誰もが健康で安全安心に暮らせるまちー07 助け合いのちを大切にすまち」として、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の形成に努めることとしています。近年では、男性、女性というだけではなく、「第3の性」といわれる言葉もでき、「性」に対する理解も目まぐるしく変化してきていますが、恵庭市が定める条例のとおり、家庭や地域だけではなく、社会全体の取り組みとして、長期間にわたり意識啓発を続けていく必要があります。	男女共同参画社会基本法には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」とされています。つまり、性別が持つイメージにとらわれず一人ひとりが平等に扱われるべきであるという考え方です。 これは、子育てや雇用、健康支援、障がい福祉、教育、防災、貧困対策などといった私たちの実生活に関わるあらゆる分野で、常に男女共同参画の意識を持ち、昔ながらの慣習を変えていこうというものです。 第6期恵庭市総合計画においては、「基本目標2 共につながり 支えあい 誰もが生き生きと暮らし続けられるまち」として、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが多様性を認め合い、暮らしと生きがい、地域をともに創っていくまちを目指すこととしています。昨今、多様な生き方を尊重している社会において、「性」に対する理解も変化してきていますが、市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重し、恵庭市が定める条例のとおり、家庭や地域だけではなく、社会全体の取組として、長期間にわたり意識啓発を続けていく必要があります。

現行 基本計画 <計画書p.4>	第3次 基本計画 案 <計画書p.5>
また、男女共同参画社会の形成に向け平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」において、政治、経済、公共分野での意思決定の場において完全かつ効果的な女性参画等をターゲットとした「ジェンダー平等」などの目標が定められたところであり、男女共同参画は国際的な取り組みであります。	 The diagram illustrates the relationship between the 6th Comprehensive Plan for the City of Onizumi (Reiwa 8 onwards), the 3rd Onizumi Gender Equality Basic Plan, and the Gender Equality Basic Law. The central element is a blue chevron shape containing the text '男女共同参画社会基本法' (Gender Equality Basic Law), '恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例' (Onizumi City Gender Equality Basic Ordinance), and '第3次 恵庭市男女共同参画基本計画' (3rd Onizumi Gender Equality Basic Plan). To the left is a vertical blue bar labeled '第6期恵庭市総合計画 (令和8年～)' (6th Comprehensive Plan for the City of Onizumi (Reiwa 8 onwards)). To the right is a vertical blue bar labeled '関連計画' (Related Plan). Arrows indicate a flow from the comprehensive plan to the basic plan, and a bidirectional link between the basic plan and the related plan.

現行 基本計画 <計画書p.4>	第3次 基本計画 案 <計画書p.6>
	(4) 男女共同参画に関する国際的な協調 男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」において、政治、経済、公共分野での意思決定の場で、完全かつ効果的な女性参画等をターゲットとした目標5「ジェンダー平等を実現しよう」などの目標が掲げられており、性別による差別や社会的な不平等をなくし、女性が能力を最大限に発揮できる社会をつくる目的としています。本市においても、ジェンダー平等の社会実現に向け、男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、事業を推進していきます。  SDGsの目標:5 ジェンダー平等を実現しよう - すべての女性や女の子が能力を最大限に発揮できる社会をつくる - すべての人が性別にかかわらず平等に機会が与えられる社会をつくる

現行 基本計画 <計画書p.5>	第3次 基本計画 案 <計画書p.6>
(3) 計画の期間 この計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。 ※ただし、5年ごとに見直しを行います。 男女共同参画に係る施策は、極めて幅広く、かつ、長期的な継続を要します。したがって、まちづくりの観点からは、総合計画と整合性を保つべきであり、様々な施策を実施するための体制や予算の配分が必要となります。 また、性差についての考え方は、想像以上の速さで日々変化しており、時代に沿わない点が多々出てきてしまう恐れがあることから、中間年となる令和2年度中に基本計画の見直しを行います。 3 計画のめざす姿と体系 「2 基本的な考え方」で掲げた基本目標のめざす姿と体系は次のとおりです。 基本目標に従い、それぞれの目標を達成するための重点課題と施策の方向を掲げます。具体的な施策・事業は、それぞれの施策の方向ごとにまとめます。	(5) 計画の期間 この計画の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。 男女共同参画に係る施策は、極めて幅広く、かつ、長期的な継続を要します。 また、性差についての考え方は、想像以上の速さで日々変化しており、時代に沿わない点が多々出てきてしまう恐れがあることから、中間年の令和12(2030)年度に基本計画の見直しを行うこととします。 3 計画のめざす姿と体系 「2 基本的な考え方」で掲げた基本目標のめざす姿と体系は次のとおりです。 基本目標に従い、それぞれの目標を達成するための重点課題と施策の方向を掲げます。具体的な施策・事業は、それぞれの施策の方向ごとにまとめます。